

原発紛争の社会的意味

— 石川県能登半島志賀町赤住地域 —

佐藤隆夫

一

最近、わたくし達日本人にとって真剣に考えるべき、二つの対照的な出来事があった。その一つは、アメリカのスリール島の原発の事故発生によるニュースであり、もう一つは、環境アセスメント法案の国会の提出断念のニュースである。環境庁は、昭和五十一年以来国会提出の努力をしているが、「その法制化は設備投資の足を引っ張り、エネルギー開発を抑制する」との産業界・通産省の主張の前に、四年連続して「敗北宣言」したとの新聞評価（昭和五十四年四月二十七日朝日新聞夕刊記事）も無理からぬことである。

最近、わたくし達日本人にとって真剣に考えるべき、二つの対照的な出来事があった。その一つは、環境アセスメント法案の国会の提出断念のニュースである。環境庁は、昭和五十一年以来国会提出の努力をしているが、「その法制化は設備投資の足を引っ張り、エネルギー開発を抑制する」との産業界・通産省の主張の前に、四年連続して「敗北宣言」したとの新聞評価（昭和五十四年四月二十七日朝日新聞夕刊記事）も無理からぬことである。

二

石川県能登地方の原発問題は、昭和四十二年に始まるから、すでに二二年を過ぎようとして、この原発設置問題は、住民間に賛・否両論をまきおこし、住民の生活は激しい感情的対立と憎しみの渦のなかにある。その社会生活はズタズタになっているとみてよい。当然学界でもこの問題が注目され、たとえば最近の論稿として、吉原直樹氏の「能登原発立地をめぐる住民意識の動向」、渡辺精一氏の「原発立地の開発効果と問題点」が発表されている。また右の二つの論文を収録した

石川県能登地方の原発問題は、昭和四十二年に始まるから、すでに二二年を過ぎようとして、この原発設置問題は、住民間に賛・否両論をまきおこし、住民の生活は激しい感情的対立と憎しみの渦のなかにある。その社会生活はズタズタになっているとみてよい。当然学界でもこの問題が注目され、たとえば最近の論稿として、吉原直樹氏の「能登原発立地をめぐる住民意識の動向」、渡辺精一氏の「原発立地の開発効果と問題点」が発表されている。また右の二つの論文を収録した

「国際経済」（一九七九年三月号）の編集部報告「原発賛否の対立に部落を二分された能登住民」が注目される。本稿は、これらの論稿とわたくしの調査とを合わせて考え、この原発設置の紛争の社会的意味について、法の視点から問題の本質解明を中心に考えていく。原発紛争の事実のプロセスは、過去一二年のプロセスを追った前述の国際経済誌の報告に詳しい。ここでは、わたくしがとくに問題の性格上注目した出来事にのみ解明のメスを入りたい。近時、新聞紙上でも「原発の正面からの論争は、カネの前に破れた」という記事もあり、原発紛争の本質はなにかという、この問題の解明も、重要な法社会学的テーマたりうると考えられる。

さて、日本では、昭和五十一年の原子力発電便覧によると、運転中の基数一〇、建設または計画中の基数が一九となつて、日本の場合、国土の狭いこともあって、港湾地帯がその用地として選定されている。ちなみに、その選定の理由としては、①耐震性があること、②人口の稀薄地であること、③コスト面もあって交通の便利なこと、こうした複雑な立地条件が必要とされる。石川県の能登半島の富来町福浦地区と志賀町赤住地区は、これらの立地条件を満たすものとして、北陸電力の原発設置の対象となった。原発設置基数は、五〇万キロワット一基と、規模は未定であるがもう一基の計二基である。

(1) 原発設置は、現代の世界的傾向である。日本原子力産業会議の資料によると、昭和五十一年末の時点で、原発を運転している国は一九ヶ国、合計一八六基、建設中の国は九ヶ国、四二基、計画確定国は一六ヶ国、合計七〇九基である。これは石油ショック後、開発途上国にも原子力開発熱が高まったということ、現代は世界的に原発ブームとみられる盛況にある。アメリカ政府の調査によると、一九八五年までに世界の約四〇ヶ国が、原爆をつくるに十分なプルトニウムを持つことになる」と報告されていることも注目される。

(2) この原発設置は、いわば地形的に僻地ともいえるべき地区が選定されるが、このことは、受入れ側の立場から考えると、どうしても原発設置推進に傾くのもとくに経済的に自然と思われ、地元側に魅力のある設置条件が法定されているからである。それは、いわゆる電源三法に基づく電源立地促進交付金（以下、電源交付金と略称）が国から交付されることである。「発電所の建設は、国のエネルギー政策にはぜひ必要であり、その促進をはかるため、発電所の建設を受け入れた地域には、その利益を還元する」という趣旨だとされる。原発の場合、電源交付金の限度は、一律にキロワット当た

り三〇〇円、期間は五カ年、たとえば、一〇〇万キロワットの原発を建設すれば、その市町村に年間、三億円が、五カ年合計で一五億円交付されることになる道理である(その使用は、道路の整備費が最も多いといわれ、その他公民館の設置など公共用建物の建築もめだつ)。この電源交付金の魅力は、財政基盤の小さな市町村には計り知れないものがある。しかも地元には、この電源交付金のみでなく、工事資材の調達をはじめその利益は無視できない大きなものがあるはずである(たとえば、福島県のチベットと呼ばれた一〇年前の大熊・双葉地域が、原発設置で県下随一の富裕な町にのし上ったという事例もきかれる)。推進派の人びとが、原発による地元振興が部落の人口過疎を防ぎ地元の発展につながることを説くのも、こうした経済問題が背景にあることは否定できない。この点は、うがった見方かもしれないが、カネによる原発設置の社会的風潮の根本的要因と考えられないこともないし、このことが逆に問題の本質を大きく見誤らせる懸念が考えられないこともない。

(3) さて、能登原発設置問題はどのように進展してきたか。そのプロセスは、前述のそれぞれの論稿でも明確にとらえられている。なお、そのプロセスから特異性を探れば、つぎのようにその論点を要約し抽出できるであろう。①志賀町要

覧によれば(一九七六年)、能登原発の計画を樹立し(その他能登中核工業団地、都市計画、道路整備などともに)、明るく健康で文化的な町づくりをするなど、原発設置(無公害を前提に)により地域の繁栄、地域福祉の向上に大きく期待をかけている(前述の電源交付金が大きな資金とされよう)。この点は、平凡な事実ながら問題の前提として重要視されるべきである。②つぎに、北陸電力側の原発設置の計画が、地元住民の反対もあって一貫性がなく、二転・三転していることが注目される。原発建設予定地は、当初志賀町赤住地区と富来町福浦地区にまたがる三三〇万平方メートルの用地で、昭和四十六年着工四九一五〇年に五〇万キロワットの第一号を運転開始する計画であった。しかし、この計画は福浦地区の地主(買収予定地一一〇万平方メートルの地主一三〇人のうち、二三人が「原発は危険だ」、「先祖伝来の土地は手放さない」と買収を拒否)の反対が強かったことから実現されなかった。そして福浦地区を断念、炉心を六五〇メートル南側に移動し、そのために「赤住地区で六六万平方メートルを追加買収したい」と志賀町と地元住民に申し入れた。志賀町議会は、この計画変更も直ちに受け入れた。しかし住民には反対色が表面化してきた。住民の問題意識を色わけすれば、地元地層が設置推進派、船員(赤住地区

一一〇戸のうち船員が八〇人もいる)と小作農層が反対派とみられる。とくに船員はその見聞の広いところから反対態度が明確で、青壮年船員の「赤住船員会」、退職者を中心とした「赤住を愛する会」などを結成したことが特筆される。赤住地区では第一次用地買収では予定の八割が完結したが、計画変更にもなう第二次用地買収は、住民の反対運動もあって現在も完結していない。住民の意識のなかには、「福浦がダメだから赤住から土地をとりあげるとは何事だ」という素朴な感情的反発が強いこともある。かくて、北陸電力はさらに計画を変更し、炉心を海側に移動し、原発用地と住宅地の間に二五〇メートルの幅を設け、これにより追加買収用地を六六万平方メートルから半分以下に縮小すると提案し直している。しかし、これでも反対住民の態度は変らなかつた。ついに、北陸電力は、金銭の実弾攻撃ともいうべき起死回生の大攻勢を始めた。それはまさに類例のない既得地への追加支払いという異例の処置である。ちなみに、第二次買収価格は一平方メートル当たり八四〇円、第一次買収の平均単価は約一九四円であったから、差額六四六円の八割を支払うというものである(第一次買収に応じた地主にとっては、その代金の二・七倍弱、総額七億三、〇〇〇万円に達する)。一私企業が

どうか。電気料金に関する付合契約のあり方をつくづく考えさせられるものがある。「カネ」は魔物である。後述の迷惑料の問題もあって一一〇戸の赤住地区は、恐らく部落始まって以来の大混乱におちいったと思われる。たとえば、村祭りも二年も開けなかつたとか、夫婦の離婚問題までも引きおこしたのであるから、その深刻さも推定されよう。③その混乱状態を收拾するための注目されるべき住民の動きがみられた。それは、まず「原子力問題対策協議会」の設置である。これは、町当局が賛成派と反対派との会談を重ねさせ、地元住民が一般に開発主体にいたいという不満を軸に両者の住民を協議の場に持ちこむことに成功したことである。昭和四十六年八月、部落総会の承認をえてつぎの方式の設置が実現した。その設置の目的を要約すれば、「生活および権利についての関連のある者による協議機関を設け、赤住地区を中心とした住民の民意の集約を行なうため、申入れ事項についての具体的な検討を行なう一方、行政側および企業側との交渉をも必要な議決を行なう」というものである。この中で「具体的な検討討議事項」とは、第一次買収についての見直し、すでに締結されたものについての運用解釈、原発設置構想の確認、公害対策、安全性の問題、補償問題を含めて原発設置についての賛否と、それともなう事前・事後

処理に関するものとされる。また「必要な議決」とは、行政側・企業側に対する回答・申入れ、陳情などについて、対策協議会において議決して、赤住地区の総意として提出することである。いわば、この協議会は、住民内部の対立の調整機関であり、かつ対外的には開発主体への唯一の窓口の役割りを果たすというものであった。その構成は、推進派四団体（区委員会・地権者・婦人会・漁業関係者）と反対派四団体（船員会・愛する会・海友婦人会・青壮年団）からそれぞれ三名ずつ計二四名の委員からなり、決議は三分の二以上の委員の出席において、三分の二以上の議決によるとされた。この協議会を解明するについての重要な問題点は、なぜこの協議会に反対派が参加したのかということである。わたくしはこの反対派の参加を住民参加問題として高く評価したい。がその参加の理由には、確かに金銭問題も重要な参加の要因であったであろう。しかしなによりも、従来の紛争のプロセスから、これ以上の分裂を招きたくないという行動に対する自主規制であったとみる。⑥として、この協議会が基礎となつて、昭和四十七年四月二〇日の赤住地区臨時総会において、原発への賛・否を住民自らが決定するという、開発問題について注目される住民投票が行なうことが決定された。この住民投票が考えられるに至った

理由は、県・町が早急な結論を住民に要求してきたこと、対策協議会としてのやるべきことはすべて終ったという判断が協議会内部にあったこと、そしてさらに長年の部落内の対立に最終的に結論を出したいとの判断が住民間に強かったことが一般に指摘されている。とくに協議会があつても、その活動にも限界のあつたことが注目されるべきであろう。さて、この総会でも、住民投票に関する基本点を中心として、やはり賛成・反対の両者間で激しい意見の対立があつた。賛成派では、従来の総会決議の慣行に従い、在部落住民による一戸一票の投票方式が提議された。この主張には、地主の支配の通じる高齢者世帯主の投票を得ることによって、結論を賛成派に有利にもちこもうという政治的判断のあつたことが指摘される。そして、投票方法についても、従来の慣行を理由に「記名方式」を主張した。これに対して反対派は真向から対立した。すなわち、まず事柄の重要性からみて、反対派は、全有権者一人一票方式に住民投票方式を主張し、投票方法についても無記名投票方法を提起したのである。また反対派の主力は前述のように船員であつたから、船員も決定過程に入れる必要があり、そのため不在投票を認めることとか、また船員への伝達期間も必要と、二ヵ月ないし一ヵ月後の投票を主張したのであつた。結局両派

の妥協の形で投票方法が決まつた。それは、①住民個人の意思を尊重する意味で、一人一票とすること（有権者三五八名）、②船員への伝達期間として一ヵ月の猶予期間を設け、その間に投票用紙を郵送し、五月二〇日の投票日まで返送された分について投票の数に入れること、③記名投票とすること、賛否いずれかに〇印をすること、④決議は、有効投票のうちどちらか三分の二以上取つた方に決まるとする。どちらも三分の二以上の票に達しなかつたときは継続審議とする。⑤投票時間は、午前六時半—午後六時半、即日開票。投票場所は赤住公民館。⑥選挙管理委員会は六名、総会で選出され、区長が選管長となつた。そして投票率は実に八九・七％という高率であつた。ところが、ここに実に注目される行政当局のプレッシャーともいふべき行動がみられる。それは投票日の前日、県から第一次調停案（住民投票を中止せよ、原発設置を前提とした条件交渉を行なう）が出され、それを住民側が拒否すると、町から第二次調停案（住民の意思を主体に話し合いを継続する）が出されたことである。かくて事態は流動した。結局、来年三月末をタイムリミットとする原発設置の是非の継続審議の町の調停案を臨時総会で受け入れて、「投票の破棄」が住民自らによって決定された。ところで、この投票破棄には、実はそれなり

の両者の現実的思わくが大きな要因となつていた。原発設置者の立場からは、三分の二以上の賛成票が得られなければ、事実上「原発の死亡宣告」といおうか、確かに設置には一層の困難をます。また反対派の船員の不在投票が予想以上に多かつたことも、設置者側の苦悩を深める大きな要因であつたといわれる。また反対派にとつても、三分の二以上の反対票獲得の目算が立たず、さらに一般的に記名投票であることが、一層部落内を混乱させることになりかねないことも懸念されていたという。このように実に複雑な要因が、この投票破棄の住民決定から当然みられた。ここでは一つ一つ述べえないが、投票破棄という選挙問題では極めて異例な結末であつただけに、その後の両派の対立は決定的となつたことは明らかである。加えて、住民投票をやつたのりきつたとみられる北陸電力から「地元協力費」として五億四、〇〇〇万円、とくにその中に「迷惑料」として一戸一〇〇万円の分配にからむ金銭給付が提示されたから、一層住民の感情の対立も深刻化した。迷惑料は第一次買収時は四万五、〇〇〇円だったが、第二次買収時は一〇〇万円の金額が提示され、地区住民を大きくゆさぶつたのであつた。その実態については、部落有力者は、交渉委員へ白紙委任状を渡した住民にだけ各戸一

〇〇万円ずつ分配すると約束。その数は七〇人を越えたといわれている。そもそも迷惑料の性格はなにかが、こうした実態をみるにつけ根本的に疑問と思われる。「カネ」で賛成をかちとるとみられても当然ではないか。その金銭の分配は、いまでも部落の「恥部」として部落住民の心に大きく暗影を残したといわれる(9)。そして、その後の地区社会では、推進派の活動が非常に活発化する。前の「住民投票破棄」の条件の「三月末日までに合意に達しない場合、原発設置受入れ可否を凍結するか」という赤住地区臨時総会でも、結果的には強引ながら「原発設置受入れ」を成立させたし、また昭和五〇年三月末に開かれた「換地総会」でも、反対派がボイコットするなかで、原案通り可決させた。反対派からは総会の無効が強く主張され、その後一年九月を経て、三十数回の話し合いの末、換地はようやく完了、五二年九月にやっと登記が完了した。これにより追加買収入られ後、七年後に買収条件がようやくできたことになる。

(4) さて、わたくしの調査時でも、しかし第二次買収は進展しているとは聞かれなかった。また両派の対立はいぜんつづいている。わたくしの調査時の問題は、北陸電力の海洋調査をめぐる漁民間の激しい動きのあったことである。すなわち、北国新聞(昭和五四年三月七日)

によると、北陸電力は海洋調査を実施すべく、関係八漁協(西浦、西海、福浦、富来、志賀、高浜、柴垣、羽昨)と折衝したところ、西海漁協のみが絶対反対、他の七漁協は「海洋調査は原発建設の前提とされない」の条件つきで承認。西海漁協の二〇〇隻の漁船のデモの抗議活動があったことが報道された。さすがに県当局も「西海漁協の反対を押しきってまで調査は行なわせない」と表明した。この西海漁協の絶対反対の態度は、全国的にも著名であるが、その反対の態度の要因はなにか。わたくしにはつぎの二点が注目された。①第一に、八漁協の年間水揚高約一七〇八億円のうち、西海漁協のそれは一三億円程度であって、西海漁協の生活は豊かであり、それだけに海の汚染に対する漁民の意識も極めて高い。他の漁協はいわば半農半漁という漁業状況で、漁業経営も後継者難であり、もう自分一代限りという漁民の発言も多くみられた。もっとも七漁協も原発の安全性に対する疑念からいえば、反対の態度はとってはいるが、海洋調査問題にみられるように、反対の態度も微妙である。こうした海の経済問題が、農業の補償問題と同じく、漁民の態度を現実的に裏づけていることは否定できない。②つぎに注目されるべき点は、西海漁協の場合、組合員内部に賛・否両派の分裂がなく、一致して反対の明確な態度をとっていること

である。わたくしの長年の調査体験でも、このようなことは稀であるといつてもよい。原発問題の勉強も極めて積極的、「原発によって漁業がつぶれていく」との意識が西海漁民の一致した態度となつている。

このたびのアメリカの事故によって、西海漁協は能登の地域社会で孤立していただけに、その見解が正当化されたことに一層の確信をもったことは当然である。反面、推進派にすれば当然深いショックを受け、「安全の保障される限り」との条件つきであることが強調されている。そうかといつて反対派にかわるか、

今後の住民の動向が注目されることである。迷惑料の問題もあるし、その心情は極めて複雑なものがあるに違いない。このアメリカの原発事故は、日本の原発行政に当然大きなショックを与えた。それでも当初は関係者の強気な発言がめだつた。たとえば、東北電力は「常識外の原発事故、女川原発変更せず」(昭和五四年四月六日河北新聞)、その後「女川原発凍結、知事の要請東北電力のむ」(昭和五四年四月一九日読売新聞)など。

また原子力委員会は関西電力の大飯原発I号機の運転を停止した(昭和五四年四月一五日朝日新聞)。能登については、石川県中西知事は「赤住地区の原発も当初の計画よりかなり遅れることを示唆した」(昭和五四年四月三日読売新聞石川版)。しかし、その後北陸電力の態度はいぜん前と同じ推進姿勢といわれ、西海漁協の川辺組合長からの連絡では、五月二七日に原発反対の大集会(二、〇〇〇人以上参加)が行なわれたといふことである。

三

さて、この赤住地区の原発紛争の本質――一般に原発(火発)の紛争の共通のパターンといえる――をどのように説明すべきであろうか。

(1) 第一に注目されるべきことは、原発紛争の本質は、電力会社の私企業的エゴと住民の経済的エゴとが真向から対立するという性格が社会的に表面化していることである。そして、こうなつた根本的要因については、住民無視の開発者側の原発建設政策にあることは疑いない。たとえば、住民側に「原発がなぜ赤住に建てられるのか」、その理解が極めて乏しい。むしろ「田舎者だから何でもやれると思われている」といふ、原発政策への不信感が表面化しているといつてもよい。それも当然である。開発者側にすれば、前述のように地理条件、人口稀薄などの客観条件が選定の基準であり、強い住民対策といえは、住民数が少ないという程度の問題認識しかないのではないか。したがって、この原発計画は、多くの私企業ベースの経済的効力のみで推

進されており、公的意味合いでの住民との話し合いなどの政策が全くみられない。

これが原発推進の共通のパターンであるといつてよい。この現状では、住民側でも原発受入れの可否についての最終的な判断は、当然住民の経済的エゴが表面化してくることも自然というものである(10)。反対・推進両派がすべてそうだとはいえないにしても、こうした問題の本質は、紛争のプロセスからかなり明らかだと思われる。この点は、反対・推進両派のいわば本質的問題ともいわれる。原発が「カネ」で動くことは、問題が極めて現実的であるだけに、しばしば地域社会の住民の深刻な対立、社会生活の崩壊を招きかねない。とくに電力会社＝開発者側に「カネ」さえ出せば、住民がついてくるという姿勢が明らかにみられることが、地域社会の人的関係の崩壊に一層拍車をかけていることは否定できない。原発計画の二転三転、第一次買収地への追加支払い、迷惑料など、すべてそうである。わたくしは、人心の荒廃は、この住民無視の原発計画の推進政策にあることを、調査の現場の立場からとくにここで指摘したい。環境アセスメント法案が今回も見送られたが、この点に対しても、同じ現場の立場から当然同じ問題提起ができればよい。地域社会生活の実質的崩壊は外面から判断しにくいだけに注目されないが、現場から第一に問

題提起できると思われる。

(2) つぎに住民投票の意義についてである。能登でのそれは、部落生活の人的関係の崩壊を防ぐ唯一のそして最後の住民参加方式であった。しかし、住民側は県・町の介入を受けた。この点はつぎのようにその性格が整理されると思われる。④県・町の介入の動機は、開発計画の可否を住民の直接的な判断に委ねることの前例を作りたくなかった。⑤反対派の後退といえる。とくに第一次計画を住民側が受け入れていた点に、すでに県・町の優越的地位があった。その後推進派が主導権を明らかにとっていく。⑥形式的に考えれば、開票を実施してその結果をみた上で、改めて住民と県・町・北陸電力とが、その後の原発計画をどう処理するかについて、その合意をはかるべきであった(11)。しかし、この判断は実際には机上の理論にすぎないと思われる。北陸電力にすれば、すでに巨額の投資をしている事実があり、それにもとめて、原発開発計画は住民不在のままで現実に進捗するという政策の基本的姿勢が根本にあったからである。しかし、能登では住民自らが「開票破棄」を決定している形態をとっているとはいえず、行政当局が開票阻止を働きかけたことは、地方自治体のあり方としては大きな汚点というべきことは当然である。

(3) また原発設置については、原発建

設の必要性を調整するための電源開発基本計画への組入れから内閣総理大臣の原子炉施設設置許可まで、主なものについて極めて多くの行政手続が必要といわれる。そして地元の同意が不可欠のため事実上、市町村議会や県議会の同意も取り付けなければならない。しかし、原発は電力供給の安定化という国家的問題であるにもかかわらず、国会は原発建設の許可には直接関与していない。それは単に国の行政レベルの問題として処理されているにすぎない。この意味では最近新聞で報道されたが、スイスにおいて「原発建設には議会の許可を」という政府提案が可決されたことが注目される(昭和四四年五月二日朝日新聞夕刊記事)。もっとも、スイスでは二月中旬、原発建設に対する住民拒否権の法制化について国民投票が行なわれ、少差で否決されて「原発推進」が決ったといういきさつがあり、今回の政府提案は、この事態の收拾という意味もあつたと思われる。この点は日本でも今後少なくとも真剣に討議されて然るべきである。なおつぎの問題点が考えられる。①原発設置について、国のエネルギー供給にとって不可欠であるかどうかについては、日本ではいわゆる電調審(電源開発調整審議会)において審議される(電源開発促進法九条)。しかし、この審議会において、どのような論議があつたかについては全く公開されない。

この点は、原発の問題の性格からいって明らかに問題であり、しかも基本的には、原子力基本法にいわゆる「原子力の研究、開発および利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し」(二条)からいっても当然問題というべきである。②つぎに原発設置については、住民参加の立場から一般に指摘されているが、事前調査の公開、公聴会などの手続が当然必要と思われることである。もっとも、公聴会のあり方などさらに検討されるべきである。ちなみに、その問題点とは、公聴会開催は、「原子力委員会が設置規程の適用について諮問を受けた場合必要と認めるときに行なう」とあるのみで(昭和四八年五月原子炉の設置に係る公聴会開催要領、同年七月その実施細則)、まず根拠法規がない。そして注目されるべきことに、この公聴会開催の姿勢も、住民の不安に対応するといえるものではなく、確かに行政ベースのそれで極めて形式的という印象を免れない。とくに、公聴会開催は「原子力委員会が必要と認めるとき」とあるのみで、その具体的例示も不明確であり、その開催目的も極めてあいまいだといわざるをえない。これでは、この公聴会自体も当然反対運動の対象にもなりかねないし、地域社会の紛争を一層エスカレートさせる要因ともなりかねない。たとえば、公聴会

は、福島第二原子力発電所原子炉の設置にあたって行なわれたのみといわれているが、実際はむしろ公聴会をボイコットする反対運動が主流を占め、結局「一方にかたよった参加者」の公聴会となつてしまったと評価される事実もある(参加希望者一、四〇〇人には反対運動者は含まれていない。わずか六〇人が反対を表明する意見陳述希望者となつた)⁽¹²⁾。しかしだからといって、住民不信、また現実に紛争を一層エスカレートさせるからという理由からの公聴会不用論はあまりにも性急すぎる。こうした問題は、住民の全員一致などの結論はありえない。同じ紛争でも、民主的に筋の通つたものであるほうが合理的である。この住民参加論は多くの専門的研究もあるし、専門でないわたくしのどうこういう問題ではないかもしれない。ただわたくしは現場の調査体験からつぎの疑問を強く提起したい。その最たるものは、国の原発政策において、たとえば私企業が性格の不明な迷惑料などを住民にちらつかせ、私企業ベースで、住民との公的な話し合いもなしに私企業の経営方針から強引に突き進んでいいのか、迷惑料など国のエネルギー政策とどのように理論的にかみあうのか、等の問題である。金銭問題にしても合理的根拠がない限り、地域社会の人間関係はズタズタに崩壊してしまう。こうした現状をかかえている地方自治体の国

一辺倒と思われる態度にも、地方自治体のあり方として強い疑問を禁じえない。もちろん、理論的には、開発による電力供給という国レベルの政策的要請が、究極的に住民投票の方法で決定されてよいのか、あるいは可とするときの法的根拠は一段と精密なものを要しよう。開発問題の性格上、現実問題を直視し具体的角度からの理論展開を望みたい。

- (1) 本稿の原発紛争の事実は、この論文によるところが大きい(国際経済一九七九年三月号七一頁以下)。
- (2) 一九七九年三月三〇日朝日新聞夕刊記事(早坂佳男)。
- (3) 水産界(一九七七年五月号)「原発と漁業の共存は可能か」九八頁。
- (4) 前掲水産界(一九七六年九月号)「原発と漁業の共存は可能か」四三頁。
- (5) この「原子力問題対策協議会」については、政策科学研究所「開発計画に係る住民参加制度に関する研究」一〇三—一〇五頁に詳しく述べてある。
- (6) この点は、政策科学研究所、前掲論文一〇五頁にも指摘されている。
- (7) 政策科学研究所、前掲論文二〇五頁。
- (8) 前掲国際経済誌七三頁。
- (9) 前掲国際経済誌七四頁。
- (10) 政策科学研究所、前掲論文二〇七頁。
- (11) この立場は、政策科学研究所の見解である。政策科学研究所、前掲論文一〇八頁。
- (12) 政策科学研究所、前掲論文九九頁—一〇一頁。

(さとう・たかお 国学院大学教授)

効率的な学習に好評の六法・辞典群

<p>心理学小辞典 大山正・藤永保・吉田正昭編 一〇〇円</p>	<p>社会学小辞典 濱島朗・竹内郁郎・石川晃弘編 一八〇〇円</p>	<p>有斐閣経済辞典 中山伊知郎・金森久雄・荒憲治郎編 一八〇〇円</p>	<p>憲法小辞典 伊藤正己・阿部照哉・尾吹善人編 一三〇〇円</p>	<p>法律学小辞典 藤木英雄・金子宏・新堂幸司編 二五〇〇円</p>	<p>現代政治学小辞典 阿部 齊・内田 満編 二〇〇円</p>	<p>六法全書 昭和54年版 編集代表 鈴木竹雄・田中二郎 四六〇〇円</p>	<p>小六法 昭和54年版 編集代表 鈴木竹雄・田中二郎 一七〇〇円</p>	<p>ポケット六法 昭和54年版 編集代表 加藤一郎 七五〇円</p>
---	---	--	---	---	--	--	---	--

〒101 東京都千代田区神田 有斐閣 振替口座番号 東京 6—370番